

自 主 回 収 報 告 制 度  
説 明 会 資 料



**東京都福祉保健局健康安全室**

## 目 次

1	自主回収報告制度の趣旨	3
2	自主回収報告制度の概要	4
	(1) 制度の概要	4
	(2) 「自主回収」とは	4
	(3) 報告対象となる食品等の範囲	5
	(4) 「特定事業者」とは	8
	(5) 報告が義務づけられる回収事由	9
3	報告する事業者	12
	(1) 都内に複数の事業所等がある場合	12
	(2) 当該自主回収に係る特定事業者が複数ある場合	12
	(3) 報告先	13
4	自主回収の着手とその報告	14
	(1) 報告書の提出時期	14
	(2) 報告書の作成	14
	(3) 報告用紙の入手	14
	(4) 報告に必要な添付資料	15
5	自主回収の終了とその報告	18
	(1) 終了報告の提出時期と提出先	18
	(2) 報告書の作成	18
	(3) 報告用紙の入手	18
	(4) 回収終了後の措置	18
6	公表	21
	(1) 公表の目的	21
	(2) 公表内容	21
	(3) ホームページへの掲載方法	22
	(4) 報道機関への発表を行う場合	22
7	自主回収着手報告の取下げ等	23
	(1) 自主回収着手報告の取下げ	23
	(2) 行政命令等の対象となった場合	24

## 1 自主回収報告制度の趣旨

「自主回収報告制度」は東京都食品安全条例 に基づく制度です。

食品による健康への悪影響を未然に防止するためには、行政による監視指導だけでなく、事業者が自主的に違反食品等の排除に取り組むとともに、都が自主回収情報を都民に広く周知することにより、回収が促進される仕組みが必要です。

このため、未然防止の観点から都民への周知が必要な情報を都が可能な限り把握し、その内容を正確かつ迅速に提供するシステムとして本制度を創設しました。

具体的には、都内の事業者が条例に規定する事由により自主回収に着手した場合、その旨を都に報告し、その内容を都がインターネット等を通じて公表し、都民に注意喚起します。

こうした仕組みを通じて、健康への悪影響の未然防止に向けた自主回収と情報提供が促進され、都民と食品関係事業者との信頼感がより高まることを期待しています。

この制度は平成16年11月1日に施行される予定です。事業者の皆さんもこの制度の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

### 「東京都食品安全条例」

生産から消費に至る全ての段階で食品安全行政を総合的・計画的に推進し、あわせて国の制度を補完する観点から都として必要な対策を実施するため、平成16年3月に制定。

食品の安全を確保することにより、現在及び将来の都民の健康保護を図ることを目的とし、食品の安全確保に向けた方向性をはじめ、関係者が果たすべき責務や役割を明らかにするとともに、国の制度を補完する仕組みとして自主回収報告制度等を定めている。

一部の規定を除き、平成16年4月より施行されている。

## 2 自主回収報告制度の概要

### (1) 制度の概要

この制度では、事業者が行う食品等の自主回収のうち、条例に定める回収（健康への悪影響の未然防止ために行うもの）に着手した際には、その内容を報告することとしています。

また、より多くの都民に情報提供する必要性があることから、報告された情報について、東京都福祉保健局のホームページ「食品衛生の窓」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/index.html>

等で公表することとしています。

さらに、回収終了時にもその旨を報告していただくことにより、確実な回収を促します。また、回収された食品等の措置に際しては、再び都民の手に渡ることがないように、行政が確認することとしています。

なお、従来から東京都では食品関係事業者が食品等の自主回収を行う場合、保健所等への相談を指導してきましたが、この点は今後も変わることはありません。

制度の詳細は「自主回収制度の概要図」と「自主回収報告制度手続きの流れ」を参照ください。

### (2) 「自主回収」とは

（ 自主回収報告制度：条例第23条第1項）

自主回収報告制度における「自主回収」とは、事業者が生産、製造、輸入、加工又は販売した食品等について、事業者が自ら食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれに基づき、自らの判断で回収を決定、実施することを指します。したがって、法令に基づく命令又は書面による指導を受けての回収は本制度に含まれません。

なお、本制度は自主回収の報告を義務づけるもので、自主回収を義務づけるものではありません。また、報告義務のない自主回収について、保健所等への相談を不要とするものでもありませんので、自主回収が必要な事態が発生したら、まずは保健所等にご一報ください。

(3) 報告対象となる食品等の範囲

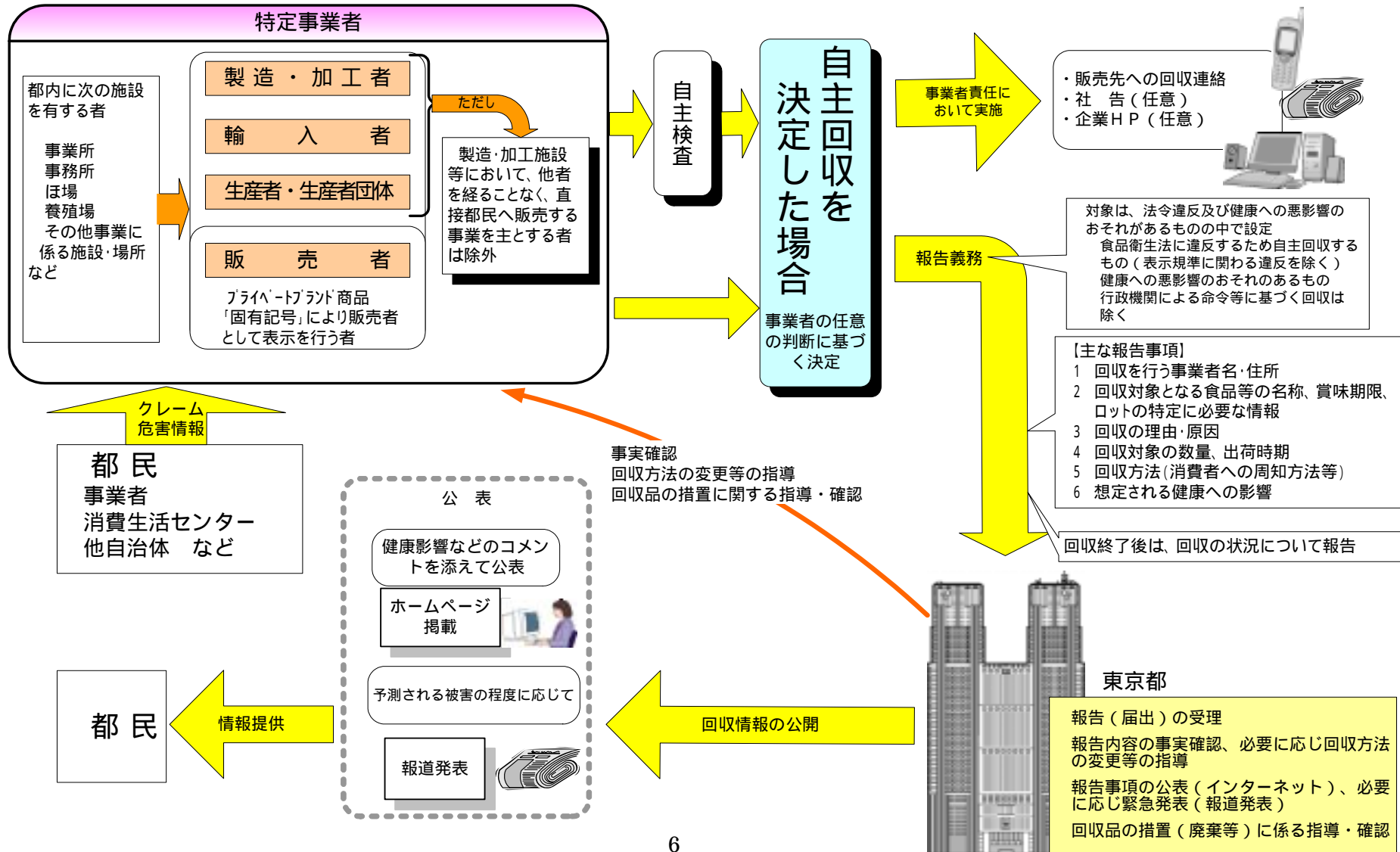
本制度で報告を求める自主回収の対象となるものは下表に掲げるとおりです（以下「食品等」といいます）。

「食品等」の範囲

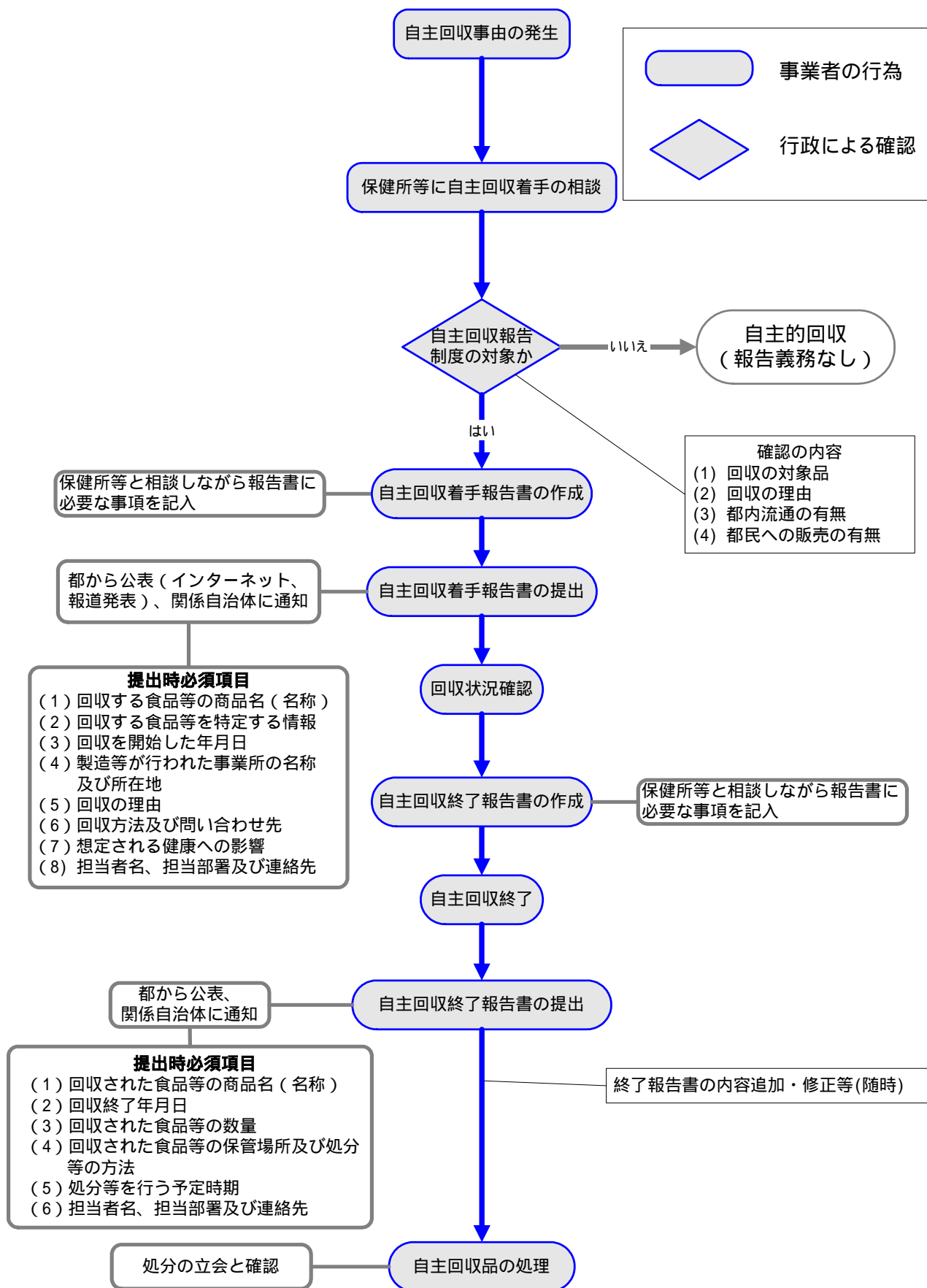
「食品等」に含まれるもの	例
食 品	すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)
食品添加物 (食品衛生法第4条第2項の規定)	「食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するもの」 <b>例：保存料、発色剤、甘味料等</b>
器 具 (食品衛生法第4条第4項の規定)	「飲食具、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、収受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他のもの」 <b>例：食器、箸、スプーン、食品製造に使用する器械等</b>
食品の容器包装 (食品衛生法第4条第5項の規定)	「食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を収受する場合そのまま引き渡すもの」 <b>例：びん、缶、樹脂パック、袋等</b>

「乳児用おもちゃ」は「食品等」には含まれません。

# 食品等の自主回収報告制度の概要図



## 自主回収報告手続きの流れ



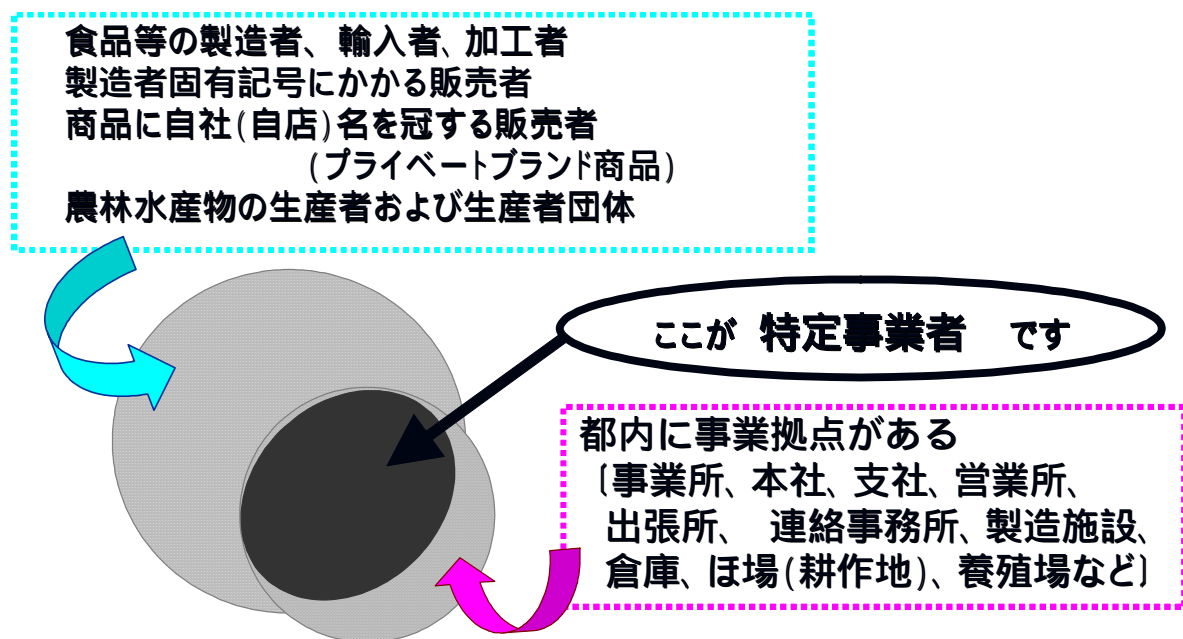
(4) 「特定事業者」とは

( 特定事業者の定義：条例第2条第7項、施行規則第3条 )

自主回収報告制度では、条例に定める自主回収の報告義務のある事業者を「特定事業者」と規定しています。

「特定事業者」とは、「食品等の製造者、輸入者及び加工者」「製造者固有記号に係る販売者」、「商品に自社（自店）名を冠する（プライベートブランド商品）販売者」「農林水産物の生産者及び生産者団体」のいずれかに当てはまる者で、都内に「事業所、事務所その他事業に係る施設あるいは場所」を有する事業者をいいます。

本社、支社、営業所、出張所、連絡事務所、製造施設、倉庫、ほ場（耕作地）、養殖場等



本制度では、できる限り幅広く自主回収情報を収集し、都民へ提供することが求められます。このため、従来のように「本社」や「製造所」だけでなく、何らかの事業拠点が都内にあれば、そこから、報告していただくこととしました。

**例外**

次のように、特定事業者であっても、その業態により、報告をしなくてよい場合があります。

**業態による例外** ( 条例第23条第2項 )

自ら生産、製造、輸入、加工した食品等を、卸売を行うことなく、その施設又は場所において、対面販売等により直接都民に販売する事業者。

報告不要の理由：販売先が比較的限定されており、店頭告知等で十分な情報提供ができる。

例：施設内で製造・加工した食品等をその施設の店頭のみで販売する場合  
自身が輸入した食品等を自身の店舗のみで販売する場合、等

## (5) 報告が義務づけられる回収事由

( 回収事由：条例第23条第1項 )

本制度で報告を義務づけている自主回収の事由は以下のような場合です。

### ア 食品衛生法に違反する食品等の自主回収

( 規則で定める事由以外の表示違反を除く： 施行規則第8条第2項 )

< 例 >

- (ア) 食品添加物の使用基準に違反するもの  
自主検査の結果、ソルビン酸の過量使用が判明した、等
- (イ) 賞味期限又は消費期限を本来の設定より長くなるよう表示してしまったもの  
「賞味期限：17.5.31」と表示すべきところを「賞味期限：18.5.31」とした、等
- (ウ) 原材料表示からアレルギー原因物質表示が欠落したもの  
原材料に醤油を使用しているが「原材料の一部に小麦を含む」旨の表示がない、等
- (エ) 保存基準の定められている食品の保存方法の表示基準に違反するもの  
冷凍食品に「-18 以下で保存」と表示すべきところを「10 以下で保存」と表示した、等

### イ 健康への悪影響を未然に防止する観点から報告が必要と認められる食品等の自主回収

( 規則で定めるもの： 施行規則第8条第3項 )

- (ア) 衛生管理の不備に由来して、意図しない微生物、化学物質又は異物が含まれ、若しくは附着したものの又はその疑いがあるもの。

例：機械の管理不良による包装の密閉不良のため、製品にカビが発生した。

- (イ) 現に食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害が生じている場合において、当該被害の態様からみて当該被害と同様の被害の原因となる恐れがあるもの。

例：有症苦情の原因と疑われる食品、あるいはその食品と同じ原材料を使った製品

- (ウ) 行政命令の対象となった食品と同種又は類似のものであって、当該命令の対象となっていないが、当該命令にかかわる違反と同様の違反の疑いがあるもの。

例：回収命令を受けた製品の別ロット品、あるいは命令を受ける原因となった製品と同じ原材料を使った製品で、同様の違反の疑いがあるもの。

- (エ) 農薬取締法、飼料安全法、薬事法に定める生産資材の規格又は使用方法の基準に違反して生産資材が使用されていた農林水産物に由来する食品

例：農薬取締法に基づく登録がされていない農薬を使用した野菜、果物

詳細は「自主回収報告制度で報告を義務づける範囲」と「自主回収報告制度に基づく『報告の義務』判断要因図」を参照ください。

#### 例外

次のように、報告が義務づけられた回収事由であっても、その流通実態により、報告が必要とされない場合があります。

##### 流通実態による例外 ( 条例第23条第3項 )

- 1 都の区域内に流通していないことが明らかな場合

例：地域限定販売品

- 2 都民に販売されていないことが明らかな場合

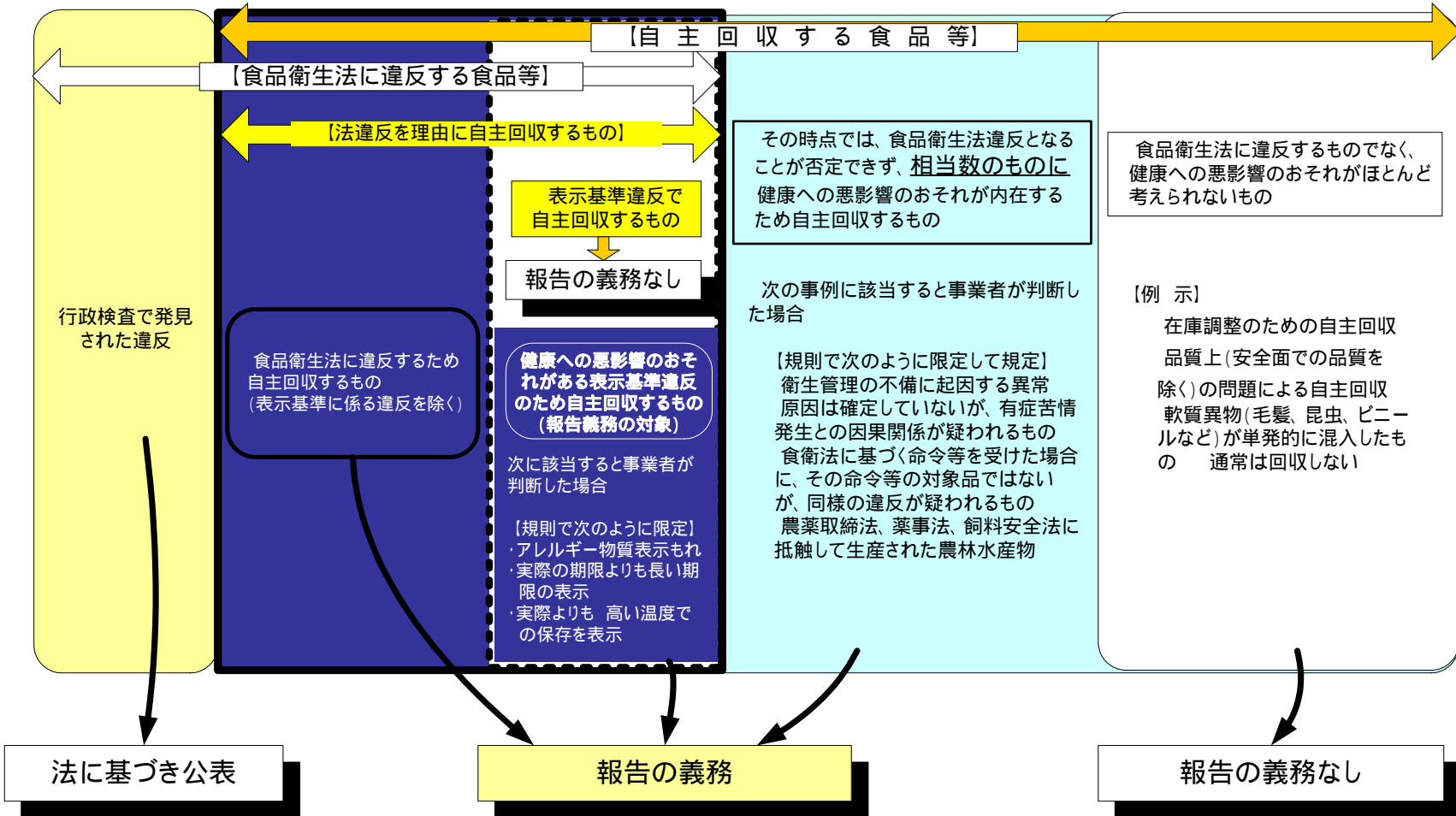
例：特定の飲食店にだけ納入されており、全ての販売先から確実に回収できる場合

報告不要の理由：商品が都民の手に渡る可能性がない。

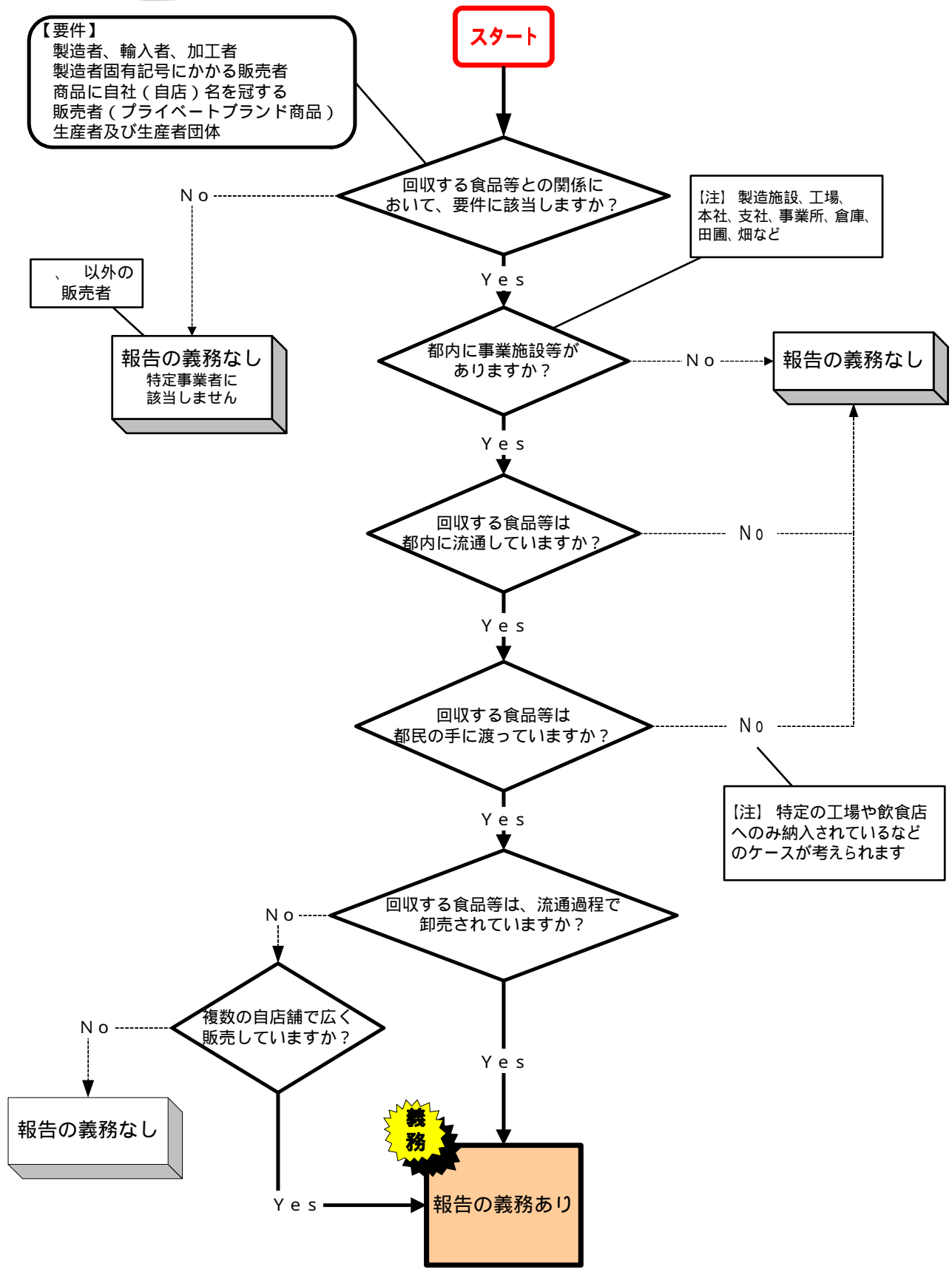
# 自主回収報告制度で報告を義務づける範囲

## 義務づけの範囲の基本的な考え方

食品衛生法違反に係る理由で自主回収するものは原則、報告義務づけ  
 ただし、表示基準(第19条)違反に係るものは食品衛生法において回収命令等の適用がないことから、本制度の「義務づけ」から除外  
 ただし、「健康への悪影響又はその恐れ」がある表示違反に係るものは義務づけとする  
 食品衛生法違反となることが否定できず、相当数のものに健康への悪影響のおそれが内在するため自主回収するものは報告義務づけ  
 ただし、自主回収の対象が都内に流通していないことが明らかなもの等は対象から除外



自主回収報告制度に基づく「報告の義務」判断要因図



### 3 報告する事業者

#### (1) 都内に複数の事業所等がある場合

本制度で報告を行う者は、特定事業者の中で当該自主回収への対応について、都内で最も重い責任を持つ事業所等を原則としています。

#### 報告責任の原則

**本社 > 製造所（または輸入届出者） > 営業所 > 事務所、倉庫等**

- ・ 都内に営業所だけが複数ある場合は社内で報告担当営業所を決めて、その営業所を管轄する保健所等に報告してください。
- ・ 個人営業等、事業規模が小さい場合、その個人事業主は本社とみなされます。
- ・ 都内に本社がある場合であっても、回収を主体的に行う製造所等が報告を行うことは差し支えありません。

#### (2) 当該自主回収に係る特定事業者が複数ある場合

「生産者」と「生産者団体」や「製造者」と「特定事業者に該当する販売者」が、両者共、都内に事業所等を有する場合は、事業者間で相談の上、当該自主回収を主体となって行う方に対応を一元化し、報告してください。

報告にあたり不明な点等がありましたら、近くの保健所等にご相談ください。

### (3) 報告先

報告先は報告を行う事業所等の所在地や業態により異なりますので、下表を参照ください。

日頃、事業所等の監視指導を行っている機関が報告先となります。

ご不明な点がございましたら、添付資料の「連絡先一覧」をご覧くださいの上、各機関にお問い合わせください。

報告を行う事業所等の所在地 の所在地		特別区		多摩地区		島しょ地区
		卸売市場 <sup>3</sup> 及び 食肉市場		卸売市場 <sup>3</sup>		
報告者 の種類	大規模製造事業者 <sup>1</sup>	保健所	衛生 検査所 (出張所を 含む)	健康安全研究 センター 多摩支所	健康安全研究 センター 多摩支所	保健所 (出張所及び 支所を含む)
	輸入者			健康安全研究 センター 広域監視部		
	その他 <sup>2</sup>			保健所		

1 「大規模製造事業者」とは従業員20人以上の事業所をいう。

2 「その他」とは「大規模製造事業者」と「輸入者」を除く全ての特定事業者をいう(ただし、農林水産物の生産者及び生産者団体を除く<sup>4</sup>)。

3 「卸売市場」とは水産市場及び青果市場をいう。

4 農林水産物の生産者及び生産者団体については、地域にかかわらず、東京都食品監視課に相談、報告する。

ア 特別区内(卸売市場内を除く)の特定事業者  
地域を管轄する保健所に報告してください。

イ 特別区内にある卸売市場内の特定事業者  
市場内の衛生検査所(出張所を含む)に報告してください。

ウ 多摩地区の特定事業者

(ア) 大規模製造事業者及び卸売市場内の特定事業者  
健康安全研究センター多摩支所に報告してください。

(イ) 輸入者  
健康安全研究センター広域監視部に報告してください。

(ウ) その他の事業者  
地域を管轄する保健所に報告してください。

エ 島しょ地区の特定事業者

地域を管轄する保健所に報告してください。

**例 1** 多摩地区に工場、本社がA区にある特定事業者 報告先はA区保健所(原則)

**例 2** 他県に本社、多摩地区に倉庫がある輸入事業者 報告先は健康安全研究センター広域監視部

## 4 自主回収の着手とその報告

( 自主回収着手報告：条例第23条第1項、施行規則第8条第1項 )

### (1) 報告書の提出時期

回収に着手したら、速やかに報告して下さい。「着手」とは、社内で自主回収することを決定し、回収に関する情報提供を食品等の納入先等に行った時点を指します。

なお、社内で商品の異状を察知したら、速やかに保健所等にご相談ください。

### (2) 報告書の作成

報告書は様式（施行規則別記第2号様式）に従って記入してください（16ページの記入例参照）。報告書提出時には記載できない点があるかもしれませんが、下表の「提出時に最低限必要な情報」は必ず記入してください。

その他の項目も出来るだけ早くご報告ください（特に販売先リストについては他道府県に情報提供する場合もあるので、早めに提出願います）。なお、追加情報の提出はファクシミリでも可能です。

その他、記入方法についてご不明の点がありましたら、提出先にご相談ください。

#### 提出時に最低限必要な情報

回収する食品等の商品名 （名称）	製造等が行われた事業所の名称 及び所在地
回収する食品等を特定する情報 （形態、容量、消費期限、製造 番号、表示事項等）	回収の理由 消費者からの回収方法及び問い合わせ先 想定される健康への影響
回収を開始した年月日	所属部署、担当者名及び連絡先

### (3) 報告用紙の入手

保健所等の窓口にあります。

また、東京都食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/index.html>

からもダウンロードできます。

#### (4) 報告に必要な添付資料

報告の際には、所定様式の他に下記の資料も提出してください。

なお、回収情報を関係自治体に通知する際、迅速に正確な資料を提供できるようにするため、写真やリスト類については、できればデジタルデータで提出願います。

添付する資料	必要な理由
<ul style="list-style-type: none"><li>● 製品あるいはそのパッケージ</li><li>● 製品表示部分のコピー</li><li>● 荷姿写真等</li></ul>	回収対象製品を特定するのに役立ちます。 あれば提出してください。
<ul style="list-style-type: none"><li>● 販売先リスト</li><li>● 販売数量リスト</li></ul>	販売先や販売量を把握するのに必要です。 着手報告書に書ききれない場合は必ず提出してください。
<ul style="list-style-type: none"><li>● 自主検査の結果（自主検査を行っている場合）</li><li>● 異物の写真</li><li>● （社内の）苦情処理票等</li></ul>	自主検査の結果が回収事由に係る場合は添付してください。  回収に至った原因を確認するのに必要な場合もあります。原因に係る場合は添付してください。
<ul style="list-style-type: none"><li>● 社告、ホームページ、店頭表示等の内容</li></ul>	行う場合は添付してください。

着手報告書の記入例

別記第2号様式（第8条関係）

（表）

平成16年11月1日

東京都知事 殿

住所 \*\*県\*\*市\*\*町1-1-1

電話 \*\*\*\*-\*\*-\*\*\*\*

氏名 株式会社 食品

代表取締役 東京 太郎

（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名）

東京都\*\*区\*\*2-2-2

電話 \*\*\*-\*\*\*\*

株式会社 食品 東京営業所

所長 大江戸 次郎

特定事業者の本社が他道府県にある場合、実際に提出を行う都内の事業所と報告者を列記してください。

自主回収着手報告書

（生産・製造・輸入・加工・販売）した食品等について、下記のとおり自主的な回収に着手したので、東京都食品安全条例第23条第1項の規定により報告します。

記

回収する食品等の商品名 （名称）	**漬け(しょうゆ漬)
回収する食品等を特定する情報 （形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等）  製品の表示事項、写真があれば添付してください。	容量及び形態:150g 樹脂袋詰(24袋ダンボール入) 1kg 樹脂袋詰(15袋斗缶入) 賞味期限 :17.10.15、17.10.18、17.10.19  商品の空袋、外装写真を添付
食品等の出荷（販売）年月日、出荷先（販売店）及びその数量  多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。	関東の「スーパーxx」「ストア」等、計52店舗に出荷(別紙販売先リスト参照) 合計出荷量:1kg×350袋、150×600袋
回収を開始した年月日	平成16年11月1日

枠内に収まらない情報は別添にしてください。

（日本工業規格A列4番）

網かけ部分は報告時必須記入項目

(裏)

製造等が行われた事業所の名称及び所在地	××食品 株式会社 工場 県 町 1111-1
回収の理由	① 食品衛生法に違反するもの (違反内容:社内検査でソルビン酸 1.3g/kg 検出) 2 その他、健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの (1) 衛生管理の不備による異常 (2) 健康上の被害が生じているもの (3) 行政処分を受けた場合であって、対象処分品と同様の違反が疑われるもの (4) 農薬取締法、薬事法、飼料安全法に抵触するもの 〔具体的な内容〕
回収に至った原因 不明の場合は、その旨を記入してください。	先月、添加物倉庫清掃後に添加物製剤の計量に使用していたカップが行方不明になった。そのため代わりの容器で計量したが、目盛を見誤ってしまったことが原因と思われる。
回収方法 (回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収品の保管場所、回収終了予定等) 社告、ホームページの掲載等を行う場合は、その内容を添付してください。	回収方法:販売店における返金と郵送による交換 周知方法:社告(11月3日関東地区三大紙朝刊に掲載、内容は別紙参照)、株式会社 食品ホームページ(11月1日掲載開始)、販売店店頭告知 問合せ先:下記の「担当者所属部署」参照 回収品の保管場所: 食品本社倉庫 回収終了予定:平成17年1月31日
想定される健康への影響	通常の食べ方では特に問題ありません。
担当者所属部署及び担当者名	株式会社 食品 東京営業所 営業一課 山田 **区**2-2-2 電話番号 ****-****
備考	

## 5 自主回収の終了とその報告

( 自主回収終了の報告：条例第24条第2項、施行規則第9条 )

### (1) 終了報告の提出時期と提出先

自主回収が終了した時もホームページで公表しますので、自主回収を終了したら速やかにご報告ください。

終了報告は着手報告と同じ保健所等に提出してください。「終了」とは、特定事業者が把握している納入先から回収し、所定の場所への保管を確認した時点をいいます。

### (2) 報告書の作成

報告書は様式（施行規則別記第3号様式）に従って記入してください（19、20ページの記入例参照）。

下表の「提出時に最低限必要な情報」は必ず記入してください。なお、追加情報の提出はファクシミリでも可能です。

その他、記入方法についてご不明の点がありましたら、提出先にご相談ください。

#### 提出時に最低限必要な情報

回収された食品等の商品名（名称）	回収された食品等の保管場所
回収終了年月日	及び処分の方法
回収された食品等の数量	処分等を行う予定時期
	担当者名、担当部署及び連絡先

### (3) 報告用紙の入手

保健所等の窓口にあります。

また、東京都食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/index.html>

からもダウンロードできます。

### (4) 回収終了後の措置

事業者が回収した食品の措置を行う場合には、保健所等が廃棄処分に立ち会う等して、措置の確認をしますので、事前にご連絡ください。

終了報告書記入例

別記第3号様式（第9条関係）

（表）

<p>東京都知事 殿</p>	<p>平成 17 年 2 月 15 日</p>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>着手報告者が同じ保健所等に提出します。</p> </div>	<p>住所 **県**市**町1-1-1</p> <p>電話 ****-**-****</p> <p>氏名 株式会社 食品</p> <p>代表取締役 東京 太郎</p> <p><small>（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名）</small></p> <p>東京都**区**2-2-2</p> <p>電話 ****-****</p> <p>株式会社 食品 東京営業所</p> <p>所長 大江戸 次郎</p>
<p>自 主 回 収 終 了 報 告 書</p> <p>平成 16 年 11 月 1 日に報告した、下記の食品等の自主的な回収については、終了したので、東京都食品安全条例第 24 条第 2 項の規定により下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>回収された食品等の商品名 （名称）</p>	<p>**漬け(しょうゆ漬け)</p>
<p>回収終了年月日</p>	<p>平成 17 年 2 月 10 日</p>
<p>回収された食品等の数量</p> <p>複数のロットがある場合は、ロットごとの数量を記入してください。</p>	<p>1kg 袋入 × 270 150g 袋入 × 385</p>

（日本工業規格 A 列 4 番）  
網かけ部分は提出時必須記入項目

(裏)

<p>回収に至った原因</p> <p>自主回収着手報告書の提出後に新たに判明したものについて記入してください。</p>	<p>調査した結果、新たに判明したことはありません。</p> <p>追加報告についてはファクシミリでの提出もできます。分かり次第、速やかに報告してください。</p>
<p>再発防止のために講じた措置</p>	<p>従業員に対し、添加物の計量に際し十分に注意するよう周知徹底しました。</p> <p>具体的な対策は現在検討中です。決定次第、別途報告します。</p>
<p>回収された食品等の保管場所及び処分等の方法</p>	<p>現在、回収された食品は全量 食品本社倉庫に保管されています。</p> <p>回収品は全量産業廃棄物として廃棄します。</p> <p>違反品は廃棄する他に転用、再利用が可能な場合もあります。</p>
<p>処分等を行う予定時期</p>	<p>平成17年3月15日ごろ</p>
<p>担当者所属部署及び担当者名</p>	<p>株式会社 食品 東京営業所 営業一課 山田</p> <p>**区**2-2-2</p> <p>電話番号 ****-****</p>

## 6 公表

### (1) 公表の目的

( 回収の報告に係る公表等：条例第24条第3項 )

自主回収報告制度の目的の一つに、都民の食卓から健康に悪影響を及ぼすおそれのある食品等を速やかに排除することが挙げられます。

そのためには特定事業者から報告された情報を広く都民に提供する必要があります。

この制度に合わせて東京都では、

東京都食品監視課のホームページ「食品衛生の窓」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/index.html>

内に「食品の自主回収情報（仮題）」というページを設け、情報提供を行います。

これにより、自主回収を行い、積極的に情報を公開する事業者に対する都民の信頼性が向上することが期待されます。

また、都民の側では、

いつでも情報を得られる  
現在、どのような回収が行われているかが一目で分かる  
健康への影響等、詳細な情報が得られる

等のメリットが生じ、回収の促進が期待されます。

なお、緊急性を考慮して、東京都が報道機関への発表を行う場合もあります。

### (2) 公表内容

ホームページでの公表例を22ページに掲載しています。記載項目は次のとおりです。

#### ア 自主回収着手時の公表内容

(ア) 着手報告受理年月日

(イ) 食品名等（自主回収対象食品等の商品名、原産国、期限表示、ロット等）

(ウ) 自主回収の理由

(エ) 想定される健康への影響

(オ) 特定事業者名及びその所在地

(カ) 回収方法及び問い合わせ先

(キ) 備考（回収理由や健康影響に関する解説等）

#### イ 自主回収終了時の公表内容

着手時の公表内容に、次の内容が加わります。

(ア) 自主回収終了報告が提出された旨

(イ) 終了報告受理年月日

### (3) ホームページへの掲載方法

#### ア 自主回収着手時

原則として「自主回収着手報告書」を保健所等が受理した翌日に掲載されます。

#### イ 自主回収終了時

「自主回収終了報告書」を保健所等が受理した日から起算して2週間経過後まで公表されます。

### 東京都食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」での公表イメージ

食品衛生の窓	
自主回収報告制度	
食品の自主回収情報	
<p>このページは、食品の製造事業者等が食品衛生法違反や健康に悪影響を及ぼすおそれのあることに気付き、自主的に食品等を回収する場合に、都民の皆さんにお知らせするために開かれています。</p>	
<p>※ このページの自主回収情報は、「東京都食品安全条例」により規定された、自主回収報告制度に基づき公表されています。対象となる事業者や回収理由は条例で規定されており、事業者が行う自主回収の全てが掲載されるわけではありません。 → 詳しくは、こちらをご覧ください。</p> <p>※ 自主回収終了報告の受理から14日経過後、削除しています。</p>	
<p>〇〇ヌードル(即席めん) 100g/個 賞味期限 160905 原産国:〇〇〇 製造者等の表示(下記事業者と同じ)</p>	
着手報告受理年月日	平成16年6月14日
自主回収の理由	食品衛生法第10条違反 (輸入者の自主検査により、指定外添加物のTBHQが0.002g/kg検出されたため)
健康への影響	通常の食べ方では健康への影響はありません
事業者名及び所在地	〇〇食品(輸入者) 東京都〇〇市〇丁目〇号
問合せ先	〇〇食品 品質管理部 TEL:0427-00-0000
回収方法	上記事業者へ料金着払いにて送付すると、後日、商品代金が返送されます
備考	TBHQ:酸化防止剤「ト-ブチルヒドロキノン」 わが国では添加物として指定されていませんが、中国や台湾、米国などで認められています。1日あたりの摂取許容量は、体重1kgあたり0.7mgです。過剰摂取すると体重減少などの影響があります。
<p>(自主回収終了報告が提出されました)</p> <p>〇〇梅(梅干菓子) 合成樹脂製袋 500g入り、賞味期限 0505 原産国:〇〇 製造者等の表示(下記事業者と同じ)</p>	
終了報告受理年月日 (着手報告受理年月日)	平成16年6月25日 (平成16年6月14日)
自主回収の理由	食品衛生法第11条第2項違反 (輸入者の自主検査により甘味料(サッカリンナトリウム)の過量使用が確認されたため)
健康への影響	通常の食べ方では健康への影響はありません
事業者名及び所在地	〇〇食品(輸入者) 東京都〇〇区〇丁目〇号
問合せ先	〇〇食品 お客様 TEL:0120-000-000
回収方法	上記事業者へ料金着払いにて送付すると、後日、商品代金が返送されます
備考	サッカリンナトリウム 清涼飲料水や冷菓、漬物、甘口しょう油などにおいて使用されている甘味料で、菓子においては0.1g/kg未満の使用が認められています。一日あたりの摂取許容量は体重1kgあたり5mgです。

### (4) 報道機関への発表を行う場合

現に健康への悪影響が発生している場合や、そのおそれが高い場合等、緊急に広く都民に事実を周知する必要のある事例が想定されます。

## 7 自主回収着手報告の取下げ等

### (1) 自主回収着手報告の取下げ

自主回収着手報告を行い、回収を開始したものの、その後の調査で条例に基づく報告義務に当てはまらなくなることがあります。こうした場合には取下げ手続きをすることになります。

#### ア 取下げに該当する場合

条例に基づく報告義務の対象外であることが明らかになった場合が、取下げ対象になります。

(ア) 食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれがあると判断した事実に誤りがあり、そのおそれが否定された場合

例：自主検査の結果が誤っていた

指定外添加物を使用していたと考えていた物質が天然成分由来だった等

(イ) 都内に商品が流通していなかった場合

(ウ) 納品先を調査した結果、限られた販売先にしか納品されておらず、都民に販売されていないことが明らかになった場合

など

#### イ 取下げ手続きと公表

(ア) 取下げの手続き

条例に基づく自主回収着手報告書を提出した事業所等が、当該報告書を提出した保健所等に対して行います。

取下げを行う者は、報告を取下げることとなった理由が明らかとなる書類等（自主検査結果、製品の流通先一覧等）を持参のうえ、保健所等に対応を相談してください。

事業者からの相談を受けた保健所等が、取下げ理由が合理的なものであると判断した場合に、取下げ届（25ページの例参照）を保健所等に提出します。

(イ) 公表

原則として、取下げ届を保健所等が受理した翌日に、東京都ホームページで公表している自主回収情報について取下げが行われた旨、掲載されます（24ページの例参照）。

#### 自主回収着手報告取下げがあった場合の公表内容等

- 1 自主回収着手報告が取下げられた旨
- 2 取下げ届受理年月日及び着手報告受理年月日
- 3 食品名等（自主回収対象食品等の商品名、原産国、期限表示、ロット等）
- 4 自主回収着手報告の取下げ理由
- 5 特定事業者名及び所在地
- 6 備考（取下げ情報の公表期間等）

自主回収取下げ届を保健所等が受理した日から 1週間経過後に削除します。

## 自主回収取下げ時のインターネット公表イメージ

<b>(自主回収着手報告は取り下げられました)</b> 料理用キルシュ(リキュール類) 瓶入り 350ml入り、賞味期限 平成17年6月10日 製造者等の表示(販売者:〇〇会社AB 東京都〇×区〇丁目×号)	
取下げ届受理年月日 (着手報告受理年月日)	平成16年6月18日 (平成16年6月14日)
取下げの理由	日本では添加物としての使用が認められていない、イソブタノール及び2-ブタノールが自主検査により検出され、食品衛生法第10条違反として自主回収着手報告がありました。しかしその後の調査により、(1)製造工程において使用は認められなかった、(2)製造工程において自然発生すること、(3)一般のリキュール類などにおいても含まれている、という事実が明らかになりました。以上の結果から、添加物としての使用の事実がないことが明らかになったため、自主回収着手報告書は取り下げられました。
事業者名及び所在地	〇〇社(製造者) 東京都〇〇区〇丁目〇号
備考	取下げ届受理日から7日経過後、削除します。

### (2) 行政命令等の対象となった場合

自主回収着手報告後に食品衛生法に基づく行政命令等が出され、命令等による回収が行われることになった場合は本制度から除外されます。

#### ア 行政命令等の対象になった場合の措置

他道府県や都内保健所等が行政命令等を行った旨、着手報告を受けた保健所等が確認した時点で制度から除外されます。原則として、除外された翌日にホームページにその旨が掲載されます。

#### 自主回収報告受理後、行政命令等があった場合の公表内容等

- 1 当該自主回収事例について食品衛生法に基づく行政命令等があった旨
- 2 行政命令等について保健所等が確認した日
- 3 食品名等(自主回収対象食品等の商品名、原産国、期限表示、ロット等)
- 4 食品衛生法に基づく行政命令等があった理由
- 5 特定事業者名及び所在地
- 6 備考(公表期間等)

自主回収事例について行政命令等があった旨、行政機関(保健所等)が確認した日から1週間経過後に削除します。

# (例)

年 月 日

殿

住所

氏名

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)

届出責任者所属所在地

所属部署名

氏 名

## 自主回収着手報告書の取下げ届

平成 年 月 日に提出した自主回収着手報告書について、報告すべき事由に該当しなくなったので、下記のとおり取下げ届を提出します。

### 記

- 1 自主回収しようとした食品等
- 2 取下げることとなった理由
- 3 担当者又は問い合わせ先